

令和2年7月6日

在学生・保護者 各位

宇都宮共和大学
宇都宮短期大学 事務局

「学生支援緊急給付金」二次募集の申込受付について(ご連絡)

5月19日(火)に閣議決定された「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金(文部科学省)』の二次募集申込受付を開始いたします。給付を希望する学生は、以下の支給要件および「申請の手引き」を良くご覧いただき、必要な書類をインターネットからダウンロードして期日までに、各事務局まで持参くださるようお願いいたします。

【制度の概要と申請の手引き】

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

【申請受付期限(目安)】 7月22日(水) 事務局まで持参のこと。

記

1. 支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入等が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生の「学びの継続」のため。

2. 支給要件および対象者(「申請の手引き」P5参照) — 1～6 全てに該当すること。

1. 家庭からの多額の仕送りを受けていない(仕送り額年間150万円未満を目安)。
2. 原則として自宅外で生活をしている(生計維持者のもとを離れて家賃を支払い)。
3. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い。
4. 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない。
5. アルバイト収入(休業補償手当もアルバイト収入とみなす)が大幅に減少している。
6. 日本学生支援機構奨学金および民間団体の既存の支援制度を利用またはその予定。
7. 一次募集で推薦を受けた方は対象外です。

3. 提出書類(「申請の手引き」P6～7参照)

1. 学生支援緊急給付金申請書【様式1】
2. 誓約書【様式2】
3. 支給要件1～6を証明する書類

4. 留意事項

1. 「原則として自宅外で生活をしていること(支給要件2-2)」については、「自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象」となります。
2. 各大学・短大に推薦枠が配分されるため、上記対象者であっても必ず給付を受けられるわけではありません。
3. 申込期間が限られているため、申請に必要な証明書類がそろわない場合でも自己申告で申請することが可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金を求められることがあります。

【問合せ先】

宇都宮シティキャンパス事務局 028-650-6611 長坂キャンパス事務局 028-648-2331